

令和2年11月19日  
警察本部

## 新型コロナウイルス感染症の影響に対応するための 道路使用許可申請に係る手数料免除の延長について

### 1 概要

- 本年6月、国土交通省において、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける飲食店等を支援するための緊急措置として、11月末まで、地方公共団体と地域住民等が一体となって取り組む路上利用に関し、道路占用の許可基準が緩和されるとともに、占用料が免除されることとなった(県土木建築局においても、同様の措置が講じられることとなった。)
- これを受けて、係る道路使用許可についても、11月末まで、申請手数料を免除することとしたところ、このたび、国土交通省において、当該緊急措置が令和3年3月末まで延長されたことに伴い、引き続き、本件取扱いを継続(延長)することとするもの。

### 2 免除対象者及び適用期間

#### (1) 免除対象者

- 地方公共団体を含む地域住民・団体等の関係者からなる協議会等
- 地方公共団体が支援する沿道飲食店等の路上利用の実施主体(商店街振興組合、商工会等を含む。)

#### (2) 適用期間

令和3年3月31日(水)まで

### 3 免除する手数料

道路使用許可申請手数料(2,400円)

### 4 関係規定

広島県警察関係手数料条例第4条第8号

#### ※ 第4条(手数料の免除)

知事は、第1号から第4号までのいずれかに該当する場合は道路使用許可申請手数料及び道路使用許可証再交付手数料を、(中略)第8号に該当する場合は知事が認める手数料を免除することができる。

1～7(略)

8 その他知事が手数料を免除することが特に必要と認める場合